

副本

令和2年（行ウ）第10号 旅券発給拒否取消等請求事件

原告

被告 国（処分行政庁 外務大臣）

「原告 立証計画の骨子」に対する意見書

令和4年10月7日

東京地方裁判所民事第2部D b係 御中

被告指定代理人

山 寄 仁 

針 生 淳 

高 橋 一 章 

石 田 達 識 

鶴 見 訓 夫 

川 崎 隆 盛 

藤 崎 岳 彦 

被告は、原告の2022（令和4）年7月29日付け「原告 立証計画の骨子」（以下「本件立証計画」という。）に対し、以下のとおり意見を述べる。

なお、略語等の使用は、本書面において新たに用いるもののほか、従前の例による。

1 原告本人尋問について

(1) 結論

原告本人尋問の必要性はない。

(2) 理由

本件立証計画の第1の1(3)に挙げられた各尋問事項のうち、「① 原告の職歴、ジャーナリストとしての業績等」に係る事実関係は、令和4年10月7日付け被告準備書面(7)（11ないし13ページ）に記載したとおり、争点とは関連が認められず、原告本人に確認する必要がない。

また、上記各尋問事項のうち、「② シリアでの解放後からトルコを経由して帰国した経緯」、「③ トルコの入国禁止措置についての通知等の有無」及び「④ 旅券申請及び担当職員とのやりとりの内容等」については、そもそも本件処分は、原告が、トルコから入国禁止措置（5年）を受けたという事実関係に基づき、旅券法13条1項1号を適用して一般旅券の発給が拒否されたというものであり、原告がトルコから入国禁止措置を受けたことは口上書（乙26の1及び2）から明らかであるから、退去強制処分を受けた状況やそれに至る経緯、旅券申請時の状況などといった事実関係は争点と関連がなく、かかる状況について原告本人に確認する必要がない。

さらに、上記各尋問事項のうち、「⑤ 本件旅券不発給による不利益の内容等」についても、本件処分により原告が被った不利益に係る事実関係は、争点とは関連が認められず、原告本人に確認する必要がない。

以上のとおり、原告本人尋問を実施する必要性はない。仮に、裁判所が原告本人の尋問を採用するとしても、上記のとおり、各尋問事項はいずれも争点と関連するものではなく、また、原告本人の陳述書の提出も予定されていることからすれば、主尋問時間（本件立証計画記載の60分）は相応に短縮されるべきである。

2 外務省領事局審議官、同参事官、同旅券課長等の本件処分における考慮事項等について述べる事ができる外務省職員の証人尋問について

(1) 結論

外務省職員の証人尋問の必要性はない。

(2) 理由

原告は、立証趣旨として、「被告国が、審査基準を設定しないまま、前提事実を誤り、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮して、本件不発給処分とした事実等」を挙げるが、本件訴訟では、原告がトルコから入国禁止措置を受けたことは口上書（乙26の1及び2）から明らかで、その基本的な事実関係に争いはなく、かかる事実関係を前提として、外務大臣に裁量権の範囲の逸脱・濫用があるかという評価が争点となっていることに加え、審査基準未設定の理由や被告の判断枠組み等は、既に準備書面で主張したとおりであるから、本件立証計画第2の1.(3)に挙げられた各尋問事項について、外務省職員の証人尋問の必要性はない。

3 トルコ政府との本件に関するやりとりについて伝聞でなく述べる事ができる在トルコ日本国大使館職員等の証人尋問について

(1) 結論

在トルコ日本国大使館職員等の証人尋問の必要性はない。

(2) 理由

原告は、立証趣旨として、「被告国が、トルコ政府に働きかけて、原告に

係る国外退去決定通知書等を作成、交付させた事実等」を挙げるが、原告がトルコ政府の判断により同国から入国禁止措置を受けたことは口上書（乙26の1及び2）から明らかであり、本件立証計画第2の2(3)に挙げられた各尋問事項について、在トルコ日本国大使館職員等の証人尋問の必要性はない。

以 上